

マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう

連続座談会ニュース 第 49 回

板橋マンション管理組合ネットワーク

改正標準管理規約を学ぼう・その 1 外部の専門家の活用 & 監事の役割強化



外部の専門家の活用

外部の専門家としては、マンション管理士、弁護士、建築士等一定の専門的知見を有する者が想定される、とコメントにあります。

「外部の専門家が管理者となって管理を執行し、理事会または総会がその執行を監視・監督する」というのが、これでいいのであろうか。

外部専門家を理事会が監視・監督できるくらいなら、理事会が自ら管理できるのではないかな？

管理組合が機能していないようなマンションは、外部専門家を依頼するお金もないのが実態であろう。

外部管理者を希望する組合には公費で支援者を送るなどの管理組合そのものを強化する方策を考えるべきでは？

監事の役割強化

今回の内容のように規約が改正されたら、今後監事になる人はビビってしまうかもしれません。

また、今までのように「役員の中で一番楽そうだから」という理由で、役員改選の時に最初に決まるのは監事、という定説が覆されるかもしれません。

でも、非常にやり甲斐のある役になることは間違いないんですけどね。



コメントに記述されているように「この標準管理規約で示している事項については、マンションの規模、居住形態等それぞれのマンションの個別の事情を考慮して、必要に応じて、合理的に修正し活用することが望ましい」と思います。